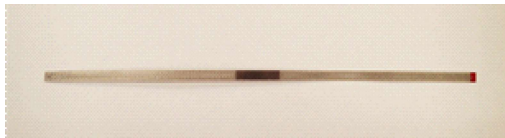


歯科材料 9 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科研削用ストリップ 「JMDN」 35702000

ホリコ 研磨調整ストリップス

【形状・構造及び原理等】



ストリップスの表面に研削粒子を付着させたものや、金属基材そのものに凹凸形状を付与したものにより、隣接面の研削・研磨に用いられる。

〔原材料〕 細長い帯状の金属に研削粒子を付着させたもの、若しくは金属そのものに凹凸形状を付与したものである。また、帯状の金属には孔の無いものと、多数孔の空いたものがある。

研削粒子の種類：ダイヤモンド粒子、若しくは
コランダム粒子

長さ：100～180mm にて様々な種類がある。

幅：2mm～10mm にて様々な種類がある。

〔原 理〕 研削粒子をストリップスの表面に付着させておりこのストリップスを歯間部に差し込み、前後に動かすことにより接触している面を研削・研磨します。

【使用目的又は効果】

研削粒子が片面又は両面にコーティングされた歯科用ストリップをいう。歯牙又は修復物表面の修正に用いる。

【使用方法等】

本品を使用する歯間部に差し込み、両端を持ち、前後に動かして接触面を研削・研磨します。

【使用上の注意】

①洗浄、消毒・滅菌後の器具は水分を除去し、十分に乾燥させてから保管すること。水分が付着したまま長時間放置すると、錆、シミ等の原因となることがある。

②本品は未滅菌品であるため、使用に際しては必ず洗浄し

【保守・点検に係る事項】に記載する滅菌条件又は、医療機関により確認され、検証された滅菌条件において滅菌を行うこと。

【保管方法及び有効期間等】

〔保管方法〕

歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【保守・点検に係る事項】

〔滅菌条件〕

本品使用後は、水洗いの後、超音波洗浄器、清掃液、消毒剤及び再度の水洗を行なうことで付着物を完全に除去した後、十分に乾燥させ、下記に記載する条件又は医療機関により確認され、検証された滅菌条件において滅菌を行うこと。

滅菌方法：高圧蒸気滅菌

滅菌条件：温度 132℃、時間 10 分以上

〔使用者による保守点検事項〕

使用前・使用後は、破損、ひび、傷、曲がり、腐食等がないか確認すること。異常が認められた場合は使用しないこと。

*【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称】

製造販売業者：株式会社 茂久田商会

連 絡 先：https://www.mokuda.co.jp

製 造 業 者：ホフ リングレブ社／ドイツ

Hopf, Ringleb & Co., GmbH & CIE／Germany